

日 時 平成23年11月29日(火) 午前10時 開 会

出席議員 (16人)

1番 中田博文	2番 工藤和行
3番 黒石ナナ子	4番 今井敬
5番 工藤禎子	6番 佐々木隆
7番 後藤秀憲	8番 大久保朝泰
9番 大溝雅昭	10番 工藤俊広
11番 工藤和子	12番 山田鋳一
13番 福士幸雄	14番 北山一衛
15番 村上啓二	16番 村上隆昭

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市 長 鳴海広道	副 市 長 玉田 芙佐男
総務部長兼 選挙管理委員会事務局長 鳴海勝文	企画財政部長 成田耕作
健康福祉部長 兼福祉事務所長 村元英美	農林商工部長兼 バイオ技術センター所長 兼農業委員会事務局長 永田幸男
建設部長 三浦裕寛	総務課長兼検査指導監 兼震災支援対策室長 小山内隆文
人事課長 沖野恵美子	財政課長 工藤伸太郎
国保年金課長 五十嵐茂幸	福祉総務課長 鎌田幸男
農林課長兼 バイオ技術センター次長 工藤秀雄	建設課長 村元 茂
農業委員会会長 佐山秀夫	選挙管理委員会 委員長 乗田兼雄
監査委員 廣瀬左喜男	教育委員会 委員長 篠村正雄
教育長 横山重三	教育部長 久保正彦
学校教育課長 奈良岡和保	黒石病院 事業管理者 柿崎武光
黒石病院 事務局長 沖野俊一	

会議に付した事件の題目及び議事日程

平成23年第3回黒石市議会臨時会議事日程 第1号

平成23年11月29日(火) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 29 号 平成 23 年度黒石市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 4 報告第 30 号 平成 23 年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 5 議案第 84 号 黒石市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 85 号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

市長提案理由説明

出席した事務局職員職氏名

事務局長	境 裕 康
次 長	三 上 亮 介
次長補佐兼議事係長	太 田 誠
議事係主査	今 正 樹

会議の顛末

午前 10 時 02 分 開 会

- ◎議長（中田博文） ただいまから、平成 23 年第 3 回黒石市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めます。

-
- ◎議長（中田博文） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 6 番佐々木隆議員、11 番工藤和子議員を指名いたします。

-
- ◎議長（中田博文） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- ◎議長（中田博文） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎議長（中田博文） この際、諸般の報告をいたします。

まず、議長、事務局長において、平成23年度青森県市議会議長会第2回定期総会に出席いたしましたので、別紙のとおり御報告いたします。

次に、議員派遣の件について、別紙議員派遣承認報告書のとおり、閉会中、議長において議員派遣を承認しましたので、御報告いたします。

次に、教育委員会教育長職務代理者から、平成22年度黒石市教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書が、去る9月29日に提出されました。その写しについては、既に各議員に配付いたしておりますので、御了承願います。

◎議長（中田博文） 日程第3 報告第29号から、日程第6 議案第85号まで、合わせて4件を一括上程いたします。

この際、理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

登壇

◎市長（鳴海広道） 今回の臨時会に提案いたしました議案の概要について、御説明申し上げます。

案件は、「専決処分事項の報告及び承認について」並びに「黒石市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」など、4件であります。

最初に、報告第29号は、処分第19号「平成23年度黒石市一般会計補正予算（第6号）について」であります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容であります。9月17日から19日にかけての大雨による災害復旧事業の実施に伴い、歳出において11款 災害復旧費に383万6,000円を追加し、2款 総務費で減債基金積立金を同額減額いたしました。歳出内部で予算調整したものであり、予算の総額は157億9,360万7,000円で、変更はございません。

報告第30号は、処分第20号「平成23年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算（第1号）について」であります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容であります。医療機器の故障により緊急に更新が必要となったため、債務負担行為を設定したもので、期間を平成24年度から平成30年度までとし、限度額を3,603万6,000円としたものであります。

次に、議案第84号は、「黒石市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」ですが、青森県人事委員会の勧告に準じ、一般職職員の給料月額を改定するため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第85号は、「黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」ですが、一般職職員の給料月額の改定により、減額改定対象となる職員の減額率を改定するため、所要の改正をしようとするものでございます。

以上、議案の内容を簡単に申し上げましたが、御審議の際、詳しく御説明いたしますので、原案どおり御承認並びに御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

降 壇

◎議長（中田博文） 日程第3 報告第29号 処分第19号 平成23年度黒石市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 御異議なしと認めます。

よって、報告第29号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎議長（中田博文） 日程第4 報告第30号 処分第20号 平成23年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番。

◎5番（工藤禎子） 4点ほど、お聞きしたいと思います。

GEヘルスケア・ジャパンと契約を結んだわけですが、一つはそのほかにも、GEというの確かアメリカの会社ですが、そこと契約をしている日本の会社がまだあるようなんですが、何社と見積りをとったのかと何社かと言いますかね、それが一つ。

二つ目が、何でこのヘルスケア・ジャパンさんに決めたのかと。

それから、三つ目が7年間で故障が出てきたとして、何らかの修理が必要だとなった場合の、契約を見てみないので、補償などは、修理などにかかわる補償などはどういうふうになっているのか。

四つ目が、7年でリースが切れて8年目から継続してR Iの医療機器を使用する場合は、どんなことが、例えばよく聞くのは8年以降は1カ月分を払って1年間使えるとかっていうのは、ほかのところからはちょっと情報は聞いたことがあるんですけど、8年目以降はどのような対応になるのか、その4点お聞きします。

◎議長（中田博文） 黒石病院事務局長。

◎黒石病院事務局長（沖野俊一） まず、GEとの契約で何社の見積りかということですが、全部で4社から見積りを徴取しております。それでGEにしたわけですが、当然金額的に一番安かったということと、それと早めに病院の方でこの機器を使いたいということで、早く納入できるというのが一つの条件でございました。普通の医療機器でありますと、大体3カ月ぐらいかかるということでしたけども、それからしてもGEが一番早く納入することができるということでもあります。

それから修理の保証についてですけども、これから保守契約というのを結んでまいります。1年間は無償でございますので、来年2年目から当然保守契約の契約をしていくことになりま

す。そのときは当然契約の仕方にもありますけども、故障したときにその材料費まで契約の内容に入れるのか入れないのかというのがありますので、そこは今後検討していきます。

それから、7年リースで8年目からはどうなるのかということですが、7年のリース期間が過ぎますと、これは病院の方に資産譲渡ということになります。リース料とかは一切発生いたしません。以上です。

◎議長（中田博文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 御異議なしと認めます。

よって、報告第30号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎議長（中田博文） 日程第5 議案第84号 黒石市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

◎5番（工藤禎子） 議案第84号について、反対するものであります。

人事院勧告とは、人事院が国会、内閣、関係大臣などの長に行う国家公務員の一般職職員の給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告の総称であります。この人事

院の給与勧告に県の人事委員会がなろうことが多いわけです。したがって、黒石の一般職職員の給与条例案も青森県人事委員会の勧告に準じて提案されています。そういう中で反対する理由の一つは、今回政府は人事院の仕組みを壊したわけです。国家公務員は協約締結権が、つまり地方公務員のように団体交渉権がないため、その代償措置の一つとして人事院勧告があります。これまで政府は人事院勧告制度を尊重する立場をとってきたにもかかわらず、今回、政府は人事院勧告を見送ったこと、さらに現行制度に基づかない賃下げ法案を強行した二重の憲法違反を行いました。

人勧を受けた給与法改正案の提出を見合わせるというふうにしたのは、実に29年ぶりで、さらに1948年の人事院発足後、人勧を超える削減は初めてというものになっています。このことに対する自民党の考えなんですけれども、国家公務員は労働基本権が制約され、給与水準を政府側との交渉で決めることができない。政府は人勧を労使交渉にかわる措置として尊重してきたため、人事院は無視するのは憲法上問題だと自民党も主張しています。自民党の石原幹事長も、ある意味憲法違反だというふうに、人勧を含む見解はおらないというような批判をしています。公明党さんは、人勧制度は公務員の労働基本権を制約する代償措置だ、憲法上疑義がないとは言いきれないというふうに指摘をしているわけです。そういう中の人勧だということですね。

二つ目の反対理由は、これまで毎年行ってきた勧告を3年連続マイナス勧告とすることや、経過措置としての現給保障の廃止も期限を明らかにしていなかったものが、今度24年からは2分の1にし、そして25年からは国は廃止するというふうには、一方的にほごにしてきたわけです。県の人事委員会は、このことは国がらみで廃止するというふうにはうたっていないけれども、非常に苦慮しているという現状があるということが、急に出されてきたということが二つ目の反対です。

三つ目は、定年延長の制度構築はするけれども、60歳を超えるベテランの職員は、賃金はこれまでの70%水準に下がってくると。ですから、現給保障の廃止は50歳代後半の賃金水準を引き上げることを見据えた65歳までの定年延長にしていると。

四つ目は、非常勤職員の処遇改善とか超過勤務の縮減、メンタルヘルス、心の健康づくり対策などの実行ある推進も、同時に行政が改善していかなければならないんですけれども、具体的な形として内容が見えてこないということです。

五つ目は、公務員の賃下げは民間賃金引き下げに拍車をかけ、内需拡大による経済活性化にも逆行し、また震災復興を口実に社会保障と税の一体改革を進め、国民負担増を図ろうとするこの公務員の賃金の引き下げが露払いの役割を担わせようとしていると。このような国や県の中身を受け継ぐ黒石の条例改正には反対するものです。

◎議長（中田博文） 14番。

◎14番（北山一衛） 私は、議案第84号に賛成するものであります。

この職員の報酬カット、人勸によります報酬カットは、国、県、市、上位機関に並ぶものでありまして、条例に提示されますこの金額が基本であります。それをカットしないままにいますと、高いままでよろしいのでしょうか。私は、この市当局と労働組合側とのぎりぎりの交渉をもってやってこられた、そして今後の次の議案にも関連しますし、そしてまた来年度以降にも関連してきますこの報酬に関しまして、市当局の努力を認めて賛成するものであります。

◎議長（中田博文） 討論を終わります。

本案は、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（中田博文） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（中田博文） 日程第6 議案第85号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(中田博文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(中田博文) 以上で、今期臨時会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて平成23年第3回黒石市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時22分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年11月29日

黒石市議会議長 中田博文

黒石市議会議員 佐々木 隆

黒石市議会議員 工藤和子